

(別紙)

畑作物産地生産体制確立・強化緊急対策事業のうち
かんしょ生産性向上支援事業（かんしょ重要病害虫対策事業）

【審査基準：かんしょ重要病害虫対策事業】

- ・本事業における審査項目（採点基準）及びポイントは下表のとおりとする。
- ・応募者ごとに採点（ポイント化）し、補助金交付候補者を選定する。
- ・審査に当たり、事業の要件を満たす場合であっても、過去3カ年に「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」（昭和30年法律第179号）第17条第1項又は第2項に基づく交付決定取消のある応募者については採択しないものとする。
- ・農業機械等の導入又はリース導入のみの取組及び農業機械等の導入又はリース導入を含む取組の場合、配分に当たっては、予算の範囲内でポイントの高い事業実施主体から採択を行うことを基本とするが、配分の結果、ポイントが最下位の事業内容の配分可能額が要望額に満たない場合であって、かつ同一ポイントの事業内容が複数ある場合は、予算の範囲内において、以下の順に配分対象とする。
 - （1）事業実施主体（構成員を含む。）が、農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用に関する法律第7条第1項に規定する生産方式革新実施計画の認定を受けている場合又は事業実施年度までに認定を受ける見込みがある者であって、事業実施主体の取組の内容が当該生産方式革新実施計画の内容に合致している場合、当該事業内容のうち、要望額の小さいものから順に配分対象とする。
 - （2）（1）以外の事業内容のうち、要望額の小さいものから順に配分対象とする。

審査項目	評価の観点	ポイント配分(満点)
1 成果目標ポイント	現状に対する成果目標の高さに応じてポイントを付与。 以下の成果目標の中から1つ以上選択することとし複数選択した場合は、最も高いポイントを採用する。 ただし、公募要領第2の9「輪作体系の構築の推進」に取り組む場合は③の目標を選択すること。 【特別加算ポイント】 2つ以上の成果目標を設定した場合においては、その目標数に応じて以下のポイントを加算 設定する成果目標の数 2つ・・・1ポイント加算 ① 重要病害虫が発生したほ場の10a当たり収量を	10 ポイント + 1ポイント

	<p>10%以上増加 30%以上・・・・・・・・・・10ポイント 25%以上 30%未満・・・・・・・・8ポイント 20%以上 25%未満・・・・・・・・6ポイント 15%以上 20%未満・・・・・・・・4ポイント 10%以上 15%未満・・・・・・・・2ポイント</p> <p>② 重要病害虫が発生したほ場面積の割合を 10 ポイント以上削減 30 ポイント以上・・・・・・・・10ポイント 25 ポイント以上 30 ポイント未満 ・・・・・・・・8ポイント 20 ポイント以上 25 ポイント未満 ・・・・・・・・6ポイント 15 ポイント以上 20 ポイント未満 ・・・・・・・・4ポイント 10 ポイント以上 15 ポイント未満 ・・・・・・・・2ポイント</p> <p>③ かんしょ輪作計画に位置付けられた事業開始年度が同じ農業者グループのかんしょ平均単収（事業開始年度から4～6年目の3か年平均）が事業実施前より5%以上増加 ・・・・・・・・10ポイント</p>	
<p>2 重要性 ポイント</p>	<p>被害の大きさに応じてポイントを付与。 ・かんしょ作付ほ場面積のうち被害発生ほ場面積が占める割合及び被害が著しいほ場の有無</p> <p>被害発生ほ場面積が占める割合が50%以上 ・・・・・・・・8ポイント 被害発生ほ場面積が占める割合が30%以上50%未満 ・・・・・・・・6ポイント 被害発生ほ場面積が占める割合が10%以上30%未満 ・・・・・・・・4ポイント 被害発生ほ場面積が占める割合が10%未満 ・・・・・・・・2ポイント</p> <p>【特別加算ポイント】 被害の著しいほ場（令和6年産の単位面積当たり収量が3割以上減少）が存在する場合</p>	<p>8ポイント +</p> <p>2ポイント</p>

	・・・2ポイント加算	
3 加算 ポイント		
① 苗対策の 取組	・事業内容のうち、「ウイルスフリー苗及び健全な種いもの利用」及び「苗及び苗床の消毒」の両方の取組を実施する場合	3ポイント
② 効果の高 い取組	・事業の内容のうち、「ほ場の残渣処理」、「トンネル栽培等早期栽培の推進」または「薬剤の散布」の取組を実施する場合	3ポイント
③ みどりの 食料シス テム法の 計画認定 について	・事業実施主体の構成員が、みどりの食料システム法に基づく環境負荷低減事業活動計画、特定環境負荷低減事業活動実施計画、基盤確立事業実施計画のいずれかの認定を受けている場合又は令和7年度までに認定を受ける見込みがある場合。	3ポイント
④ 地域計画 の計画認 定につい て	・事業を実施する地域において、地域計画（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条に規定する地域計画をいう。）が策定されている場合又は策定に向けた協議が実施され策定が見込まれている場合	3ポイント
⑤ 生産方式 革新実施 計画の計 画認定に ついて	・農業の生産性の向上のためのスマート農業の促進に関する法律（令和6年法律第63号）第7条第1項に定める生産方式革新実施計画の認定を受けている者又は事業終了時までに当該認定を受けることが確実である者であって、事業実施主体の取組の内容が当該生産方式革新実施計画の内容に合致している場合。	3ポイント